

雨竜町地域おこし協力隊（委託型）設置要綱

（設置の目的）

第1条 人口減少や少子高齢化が進む本町において、町外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、雨竜町地域おこし協力隊（委託型）を設置する。

（活動）

第2条 地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げるいずれかの活動に従事する。

- （1） 地域産業の振興に関する活動
- （2） 観光の振興、特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発と販路拡大に関する活動
- （3） 地域間交流及び移住促進に関する活動
- （4） 地域の情報発信に関する活動
- （5） 前各号に定めるもののほか、地域おこしに関することで、町長が必要と認めた活動

（委嘱）

第3条 隊員は、次に掲げる全ての要件を満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- （2） 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住しており、採用後雨竜町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる者（委嘱を受ける前に既に住民票を異動し、町内に定住又は定着している者を除く。）
- （3） 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる者
- （4） 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる者
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（公募）

第4条 隊員は、3大都市圏をはじめとする都市地域等から雨竜町へ住民票を移すことが可能である者を対象に公募する。

2 隊員になろうとする者は、地域おこし協力隊（委託型）応募申込書（別記様式第1号）に必要書類を添え、町長に提出しなければならない。

（受入団体）

第5条 町内で活動する法人又は任意の団体等で、地域活性化の推進等を行うもののうち、町長が隊員の受入体制が整っていると認めるものは、隊員を受け入れて地域おこしの役割を担わせることができる。

(委託)

第6条 町長は応募のあった者の中から、心身ともに健康で、かつ、積極的に活動できる者を選考し、地域おこし協力隊(委託型) (採用・不採用)決定通知書(別記様式第2号)により通知し第2条に規定する活動に関する業務を委託する。

2 委託内容については、町長と隊員の協議により決定し、それぞれの役割業務を明記の上、業務委託契約書を締結する。

(委託期間)

第7条 隊員の委託期間は、その委託の日から当該委託の日の属する会計年度の末日(以下、「年度末」という。)までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、委託期間が終了した者に、隊員を再度委託することができる。

2 前項ただし書きの規定により隊員を再度委託する場合であっても、委託期間が通算で3年を超えることはできない。

(委託契約の解除)

第8条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。

(1) 心身の故障のため、地域活動の継続に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は契約不履行の場合

(3) 隊員としてふさわしくない非行があった場合

(4) 自己の都合により、退任を申し出た場合

(退任)

第9条 隊員は、委託期間中に退任しようとするときは、地域おこし協力隊(委託型)隊員退任申請書(別記様式第3号)を提出し、町長の承認を得るものとする。

(身分証明書)

第10条 町長は、隊員に身分証明書(別記様式第4号)を交付するものとする。

2 隊員は、地域活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 隊員は、身分証明書を他人に貸与若しくは譲渡又はこれを変更してはならない。

4 隊員は、身分証明書を紛失又は損傷したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

5 隊員は、退任したときは、直ちに身分証明書を町長に返還しなければならない。

(報告)

第11条 隊員は、地域活動に従事したときは、地域おこし協力隊(委託型)活動日報(別記様式第5号。以下「日報」という。)を作成し、翌月の10日までに地域おこし協力隊(委託型)活動月報(別記様式第6号。以下「月報」という。)を添えて町長に提出しなければならない。ただし、3月の活動に係る提出については、同月末日までに行うものとする。

2 隊員は、地域おこし協力隊(委託型)活動年報(別記様式第7号。以下「年報」という。)を作成し、年度末までに町長に提出しなければならない。ただし、隊員の委託期間の終期が年度末でない場合は、委託期間の最終日まで町長に提出しなければならない。

3 隊員は、委託期間の途中で退任したとき、又は解除されたときは、事由発生日から起算して5日以内に日報、月報及び年報を提出するものとする。
(委託料等)

第12条 町長は、前条第1項に規定する日報及び月報の内容を審査し、適正と認められるときは、隊員に対し、地域活動の対価として委託料を支払うものとする。

2 前項に規定する委託料は、別表に定める委託料のとおりとし予算を超えない範囲の額とする。

3 前項に定める委託料は、毎月末締め翌月21日に支払うものとする。

ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日にあたるときは、その前日において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

4 町長は、地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支給するものとする。
(町の役割)

第13条 町は、隊員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

(1) 隊員の活動計画の作成協力

(2) 隊員の地域活動に関する調整

(3) 隊員が地域活動を行う地域との調整及び町民への周知

(4) 隊員の住居等の確保についての支援

(5) 隊員の委託期間終了後の定住支援

(6) 前各号に掲げるもののほか、隊員の地域活動に関して必要な事項

2 町長は、隊員の地域活動を支援するため、地域活動に必要な事務を法人又は団体に委託することができる。

(守秘義務)

第14条 隊員は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。

別表(第 12 条関係)

区分	内容	金額	限度額
委託料	基本委託料	月額 265,000 円以内 社会保険料等福利厚生費を含む	基本委託料の 1 年間の総額は、以下の金額を超えない範囲とする。 3,500,000 円(税込み)